



教えて！自治基本条例

「基本理念及び基本原則」

今回は、第1章総則、第2章自治の基本理念及び基本原則を取りあげます。

今月のポイント

- ①「市民」とは？
- ②「市民が主役のまちづくり」とは？
- ③「協働によるまちづくり」とは？

〔第1章総則では、条例の目的、位置付け及び最高規範性、用語の定義について規定しています〕

○条例の目的（第1条）

この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び市の役割及び責務並びに自治の基本原則を定めることにより、地方自治の本旨に基づきまちづくりを実現することを目的とする。

「市民」と「議会」と「市」が、一体となって住みよいまちづくりを進めるための条例なんだ。3者がそれぞれの果たすべき役割を改めて捉え直して、新しいまちづくりを進めていくために作られた基本となるルールなんだよ。



ポイント

○条例の位置づけ（第2条）
条例どうしに上下関係はなく、規範としての効力は同じです。ただし、自治基本条例が下野市のまちづくりにおいて最高規範性を持つものとして、他の条例等の制定や改正、廃止を行うときには、整合を図ることにしています。

○市民（第3条第1号）
市内に住む人、働く人、学ぶ人及び事業者

下野市の区域内に住所を有する者（住民）に加え、市内に通勤・通学する者、市内で事業を営む者（企業、商店、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等）と幅広く定義されています。

これは、本市に居住する住民だけでなく、本市で働く人、学ぶ人、事業者など幅広い人々の協力により、地域の課題解決に当たっていただくという考え方に基づくものです。

ポイント

ポイント

〔第2章では、まちづくりを進めるに当たった基本理念と基本原則について規定しています〕

○自治の基本理念（第4条）
① 市民が主役のまちづくり
まちづくりの主体が「市民」であることを規定しています。

（参画（第9条））
まちづくりに主体的に参加し、行動すること

市民が、市の政策の課題発見や解決策を考えたり、実施したり、評価や見直しをしたりするとき、自らの役割と責任を自覚して、自主的、主体的に関わることをいいます。

単なる参加ではなく、政策立案などの意思形成過程に加わることで、幅広い視点と責任ある発言などが求められます。そのため、市民は行政と情報を共有するとともに、地域課題や行政の仕組みなどについて学習することが必要です。

② 協働によるまちづくり
市民、議会及び市が協働してまちづくりを進めることを規定しています。

（協働（第10条））

市民、議会及び市が共通課題を解決するために、それぞれの役割

割及び責任を対等な立場で、協力して活動すること

住みよい地域づくりや福祉、安全、環境保全、文化、教育等の地域課題の解決などまちづくりの共通の目標を達成するために、市民・議会・市がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等を活かしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を作り出すことをいいます。

○基本原則（第5条）

人権尊重

協働のまちづくりを進めるには、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要です。

情報共有

協働のまちづくりを進める前提として、市政に関する情報共有を規定することで、市民の知る権利を保障しています。

市民参画

市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民、議会及び市が互いの立場や特性を尊重しながらまちづくりを進めていくことが必要です。

問い合わせ先

総合政策課 ☎(40)5550